

弁護士に聞く



メンタルヘルス不調情報の未申告

判例から見る 労働トラブルの防止対策

弁護士 長谷川ふき子

19



Aさんは、うつ病を発症したため、業務を離れて長期の治療を続けましたが、発症後9年を経過しても、治癒に至りませんでした。Aさんは、自身のメンタルヘルス不調の情報を会社に申告していました。会社は、Aさんが、メンタルヘルス不調の情報を事前に申告していれば、相応の対応を取ることによって、Aさんのうつ病の発症や長期間を経過してもうつ

病が治癒しない状態を避けることができたのだから、Aさん自身が健康情報も一定の責任があると主張しました。(最高裁判所26・3・24事例参照)

過失相殺によって、発生した損害を公平に負担させる法理です。(交通事故で双方の過失の割合を7・3等とするのと同様のものです)

過失相殺によつて、発生した損害を公平に負担させる法理です。(交通事故で双方の過失の割合を7・3等とするのと同様のものです)

22条2項

民法7

して、民事上の損害賠償責任を負う場合でも、労働者自身の対応や言動が、損害の発生や損害の拡大に影響を及ぼしていることがあります。



せんでした。
会社にとつては、「労働者からの申告があれば業務の軽減などの措置がないが強いと思われます。が、労働者自身の申告に過剰に期待することは慎重にならなければなりません。

ストレスチェック制度

会社としては、労働者のメンタルヘルス不調情報を取得して早期の対応を行つて行くためにも、今年12月から施行される「ストレスチェック制度」を積極的に活用していくことに期待したいところです。

(成田・長谷川法律事務所パートナー弁護士、愛知労働局紛争調整委員)

イラスト・源 安孝